

## 建設緑政局プロポーザル方式（業務委託）実施取扱要領

平成21年 2月 1日  
20川建庶第1530号

最近改正 平成22年4月1日

（趣旨）

第1条 建設緑政局が発注する委託業務において、プロポーザル方式により受託者を特定しようとする場合の事務取扱については、川崎市契約規則及び川崎市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則その他別に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該業務に係る技術提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、その内容の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方法をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 公募により提案者を募って行うプロポーザル方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 委託業務の提案者として適当と認める者を選定して行うプロポーザル方式をいう。

（対象）

第3条 委託業務を発注しようとする事業所管課長（以下「所管課長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託者の特定を行うことができる。

- (1) 価格による競争では所期の目的を達成することが難しく、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務
- (3) その他本方式に基づき執行することが適当であると認められる業務

（事前協議）

第4条 所管課長は、プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとするときは、あらかじめ当該委託が前条の規定に該当するか否か、評価委員、評価の着眼点を**建設緑政局指名業者選定委員会**（以下「指名委員会」という。）において付議し承認を得なければならない。

2 所管課長は、指名型プロポーザル方式を行おうとするときは、提案書の提出を要請する者（以下「提案要請者」という。）を指名委員会において付議し承認を得なければならない。

(委員会)

第5条 前条の規定によりプロポーザル方式によることを決定した場合は、当該業務を所管する部長（以下「所管部長」という。）はプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長及び3名以上の委員をもって構成し、委員長は所管部長をもってあてる。
- (2) 委員は、業務を所管する部の課長級以上の職員をもってあてる。
- (3) 前項のほか、公平性・透明性を確保するため、原則として業務を所管する部以外の者を委員に加える。
- (4) 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

3 評価委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 提案の募集要件、募集方法等の決定
- (2) 提案の採否の基準、方法、日程の決定
- (3) 提案の採否の審査及び評価

4 評価委員会の事務局は委託業務を発注しようとする所管課に置く。

(提案資格)

第6条 所管課長は、プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとするときは、発注する契約ごとに次の各号に定める事項を当該委託に係る提案資格として定めるものとする。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者。
- (4) その他実績等が必要と認められる事項。

(実施の公表)

第7条 所管課長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該契約ごとに、次に掲げる事項を公告その他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案書の提出者の資格
- (3) 提案書を特定するための評価基準
- (4) 担当部課
- (5) プロポーザル関係書類提出要請書の交付の期間、場所及び方法
- (6) 提出意思確認書の提出期限、場所及び方法
- (7) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (8) 要請手続において使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

(11) その他必要と認める事項

ア 業務規模概算額

イ 見積書提出の有無

ウ 提案書の作成及び提出に関する提案書の費用負担の有無

エ その他

(参加表明手続)

第8条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、プロポーザル参加意向申出書（第1号様式。以下「参加意向申出書」という。）及び必要書類（当該公表において指定した場合に限る。）を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第9条 所管課長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、第6条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者（以下「提案者」という。）であるかを確認するものとする。

2 所管課長は、意向申出書が提案資格を満たさないことを確認した者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第10条 評価委員会は、意向申出者に対し、提案資格の有無を参加資格確認結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

(要請者の選定)

第11条 所管課長は、指名型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該契約に係る提案資格を有すると認めた者の中から提案要請者を選定しなければならない。

2 第4条第2項により承認を受けた提案要請者を評価委員会で報告するものとする。

(指名の通知)

第12条 所管課長は、提案要請者を決定した場合は、速やかに当該提案要請者に対し、プロポーザル参加指名通知書（第3号様式）により第7条各号に掲げる事項を通知するものとする。

2 プロポーザル参加指名通知書を受けた提案要請者は、当該公表において指定する日まで

に、参加意思確認書（第4号様式）を提出しなければならない。

（提案資格の喪失等）

第13条 当該業務委託について提案資格を有する者が、契約締結するまでの間において次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された提案書は無効とする。

- （1）第6条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。
- （2）参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- （3）評価委員会の委員への働きかけ又は援助を受けたとき。

2 前項の場合において、評価委員会は当該提案者に対し、提案資格を喪失した旨及びその理由を提案資格喪失通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（受託者の特定）

第14条 評価委員会において提案内容の審査及び評価を行い、当該委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定するものとする。

- 2 前項の特定にあつて、あらかじめ定めた評価方法により公正に行わなければならない。
- 3 前項の審査結果に基づき、特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面（様式第6号）により通知するものとする。
- 4 前項の通知を行う場合は、特定者及び非特定者に対して、それぞれ特定された理由及び特定されなかった理由を付するものとする。
- 5 第3項により非特定の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。
- 6 特定者に対して、当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。予定技術者等の内容の変更は原則として認めないものとする。
- 7 提案内容の審査及び評価にあたつては、原則としてヒアリングを行うものとする。

（所管課長への通知）

第15条 評価委員会は、前条により受託者を特定した場合は、評価結果等を付して特定者を所管課長に通知するものとする。

（報告）

第16条 所管課長は、前条により特定者の通知を受けた場合は、直近の指名委員会において、評価結果等を報告しなければならない。

（提案者が多数見込まれる場合の措置）

第17条 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、提案書の内容の審査及び評価を行うことができる。

(その他)

第18条 この要領に関し必要な事項は、建設緑政局長が定める。

附 則 (平成21年1月28日付、20川建庶第1530号)  
(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日付、22川建庶第14号)  
(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、改正前の要領によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

(第1号様式)

## プロポーザル参加意向申出書

平成 年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

業者コード ( )

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名 印

平成 年 月 日付けで公告された次の件について、プロポーザル（提案）方式に参加を申し込みます。

1 件 名

2 履行場所

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E－M a i l

(第2号様式)

## 参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者職氏名

川 崎 市 長

平成 年 月 日付けで公告された次の件について、参加資格確認結果を通知します。

1 件 名

2 履行場所

3 参加資格の有無

(1) 有の場合、資格を有することを認めます。

(2) 無の場合、次により、資格を有することを認めません。

理由：

担当課

電 話

F A X

E－M a i l

(第3号様式)

## プロポーザル参加指名通知書

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

川 崎 市 長

次のプロポーザル（提案）方式に参加を指名します。

- 1 委託名、委託内容及び履行期限
- 2 提案書を特定するための評価基準
- 3 担当部課
- 4 プロポーザル関係書類提出要請書の交付期間、場所及び方法
- 5 提出意思確認書の提出期限、場所及び方法
- 6 提案書の提出期限、場所及び方法
- 7 要請手続において使用する言語及び通貨
- 8 契約書作成の要否
- 9 関連情報を入手するための照会窓口
- 10 その他の事項

担当課

電 話

F A X

E－M a i l

(第4号様式)

## 参 加 意 思 確 認 書

平成 年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

業者コード ( )

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の指名型プロポーザルについて、技術提案書を  
期日までに提出します。  
提出しません。

- 1 件 名
- 2 提出しない場合はその理由（辞退理由）

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E－M a i l

(第5号様式)

## 提案資格喪失通知書

平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者職氏名

川 崎 市 長

平成 年 月 日付けで公告された次の件について、貴社は提案資格を喪失したので通知します。

- 1 件 名
- 2 参加資格喪失の理由

担当課  
電 話  
F A X  
E－M a i l

(第6号様式)

## 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者職氏名

川 崎 市 長

貴社より提出があった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

1 件 名

2 結 果

(1) 最も適した受託者であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡いたします。

(2) 次の理由により、最も適した受託者として特定しませんでした。

理由：

担当課

電 話

F A X

E－M a i l